

天草地域福祉輸送特区

都道府県名：

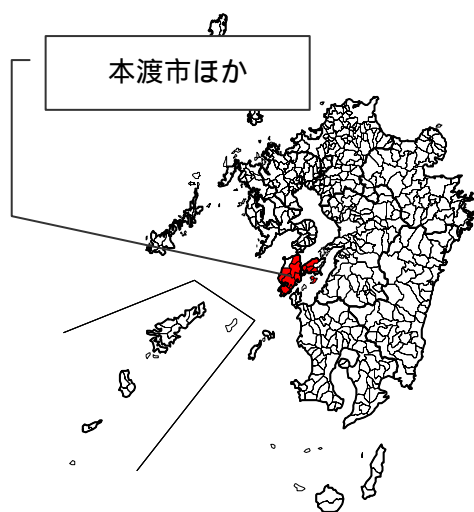
熊本県

申請主体名：

本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町、河浦町

区域の範囲：

本渡市及び牛深市並びに熊本県天草郡有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町の全域



特区の概要：

申請主体となる2市8町は、年々増加している高齢者と障害児者等に対応する移送政策の一つとして、福祉有償運送が有益なものだと考えている。福祉有償運送については、セダン型等の一般車輛も使用可能とすることで、移送サービスの充実を図るとともに、特定非営利活動法人や社会福祉法人等の活動の活発化を促進することにより、地域福祉サービスの向上を目指す。このことにより、合併後の新市の将来像である、「日本の宝島“天草”の創造」の、人にやさしいまちづくりの推進に寄与することを目標とする。

適用される規制の特例措置：

・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用

